



賃貸借契約 ここに注意！



〔 契 約 前 〕

- 必ず現地と物件の確認をしましょう。
- 早めに重要事項説明を受け、疑問に思うことは遠慮せずに質問をして、内容を十分に理解・納得した上で契約をするようにしましょう。

〔 契 約 す る 時 〕

- 契約書（賃貸借契約書、重要事項説明書）は内容をよく確認してから記名・押印するようにしましょう。特約事項はよく読んでおきましょう。
- 可能であれば、貸主立ち会いの下で、部屋の現状を確認しましょう。「入・退去時の確認チェックリスト」を作成し、部屋の写真を撮影しておきましょう。

〔 退 去 す る 時 〕

- 貸主立ち会いの下で、入居時に作成した「入・退去時の確認チェックリスト」に基づいて確認しましょう。
- 貸主の立ち会いがない場合は、退去時の部屋の写真を撮影しておきましょう。
- 退去する際は、常識的な使用を超えて生じた汚れや、過失によって発生した汚れや傷については、賠償しなければなりません（原状回復）。自然な劣化（畳やフローリングの日焼けによる変色等）や、通常の使用により生じる損耗（家具の設置による床やカーペットのへこみ、電気製品による黒ずみ等）は、貸主の負担と考えられています。詳細は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参照してください。

＜不動産に関する相談窓口＞

（一財）不動産適正取引推進機構	03-3435-8111
（公財）不動産流通近代化センター	03-5843-2081
全国借地借家人組合連合会	03-3352-0448